

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置 (国税28)(所得税:外、登録免許税:外、相続税:外、贈与税:外、消費税:外、印紙税:外、法人税:義、地価税その他の関連する税目:外)
2	要望の内容	<p>○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議(会長:内閣総理大臣)において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付ける方向で検討している総合施設(仮称)に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。</p> <p>○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」(平成23年7月29日少子化社会対策会議(会長:内閣総理大臣))において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。</p>
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要であり、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされている。</p> <p>○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する</p> <p>施策大目標1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る</p> <p>施策中目標2 地域における子ども・子育て支援策を推進する</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：—)</p> <p>—</p>

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:ー) ー
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:ー) ー
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	保育サービス事業等に対する現行の税制上の特例措置
		③ 地方公共団体が協力する相当性	幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
10	有識者の見解		ー
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		ー